

令和7年度西条市保育所等保育料基準額表（2号・3号認定）（月額） / 1号認定及び2号認定子どもの副食費徴収免除の範囲表

（単位：円）

階層	定 義		保育料		副食費			多子カウント
			3号（0～2歳児） （4月初日時点の児童の年齢）		2号			
			標準時間	短時間	第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護世帯および里親の世帯		0	0	免除	免除	免除	※1
B	市民税非課税世帯	1 要保護者等世帯	0	0	免除	免除	免除	
		2 要保護者等世帯以外の世帯	0	0	免除	免除	免除	
C1	市民税均等割の額のみ	1 要保護者等世帯	6,900	6,750	免除	免除	免除	
		2 要保護者等世帯以外の世帯	14,800	14,500	免除	免除	免除	
C2	市民税所得割課税額が 48,600円未満	1 要保護者等世帯	7,500	7,350	免除	免除	免除	
		2 要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700	免除	免除	免除	
C3	市民税所得割課税額が 48,600以上57,700円未満	1 要保護者等世帯	9,000	8,800	免除	免除	免除	
		2 要保護者等世帯以外の世帯	21,800	21,400	免除	免除	免除	
C4	市民税所得割課税額が 57,700以上65,500円未満	1 要保護者等世帯	9,000	8,800	免除	免除	免除	
		2 要保護者等世帯以外の世帯	21,800	21,400	○	○	免除	※2
C5	市民税所得割課税額が 65,500円以上77,101円未満	1 要保護者等世帯	9,000	8,800	免除	免除	免除	※1
		2 要保護者等世帯以外の世帯	25,000	24,500	○	○	免除	※2
C6	市民税所得割課税額が77,101円以上80,000円未満		25,000	24,500	○	○	免除	
C7	市民税所得割課税額が80,000円以上97,000円未満		27,000	26,500	○	○	免除	
C8	市民税所得割課税額が97,000円以上126,000円未満		33,000	32,400	○	○	免除	
C9	市民税所得割課税額が126,000円以上169,000円未満		38,000	37,300	○	○	免除	
C10	市民税所得割課税額が169,000円以上232,000円未満		43,500	42,700	○	○	免除	
C11	市民税所得割課税額が232,000円以上301,000円未満		48,000	47,100	○	○	免除	
C12	市民税所得割課税額が301,000円以上		50,000	49,100	○	○	免除	

保育料について… 上記の保育料は、保護者の方の負担軽減のため、国が基準とする保育料の一部を市が負担しています。
同一世帯から小学校就学前児童が2人以上保育施設等（認可外保育施設は除く）に入所している場合、第2子以上は上記基準額表の該当金額より半額、第3子以降は無料となります。B階層の全世帯およびC1～C5階層の要保護者等世帯は第2子以降は無料となります。

副食費について… 幼児教育・保育の無償化に伴い、これまでは保育料に含まれていた副食費は、保護者の皆様から実費を頂きます。ただし、所得や世帯状況等によって免除となる場合があります。
0～2歳児（保育認定）の副食費は、保育料に含まれます。
【副食費徴収免除対象者】
・年収360万円未満相当世帯の子ども
・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども（副食費は第2子の半額措置はありません）

階層区分				副食費			多子カウント
				1号			
				第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護世帯			免除	免除	免除	※1
2	市民税所得割非課税世帯 及び養育里親等の世帯	1	要保護者等世帯	免除	免除	免除	
		2	要保護者等世帯以外の世帯	免除	免除	免除	
3	市民税所得割額 77,100円以下	1	要保護者等世帯	免除	免除	免除	
		2	要保護者等世帯以外の世帯	免除	免除	免除	
4	市民税所得割額 77,101円以上211,200円以下			○	○	免除	※3
5	市民税所得割額 211,201円以上			○	○	免除	

※1 生計を一にする最年長の子どもから順にカウント（多子計算における年齢制限を撤廃）
※2 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
※3 小学校3年（小3含む）までの範囲において最年長の子どもから順にカウント

- （備考）
- ◆ 保護者の市民税所得割額（令和7年4月分～8月分は令和6年度の所得割額、9月分～令和8年3月分は令和7年度の所得割額）により決定します。
※保護者の収入が生活保護基準額より少ない場合で、同居している祖父母等がいる場合、最多収入者の市民税を合算し保育料を決定します。
（住民票上別世帯になっていても同じ住所の場合は「同居」とみなします）
 - ◆ 保育料を算定する市民税所得割額の計算には、「住宅借入金等特別税額控除」「配当控除」「寄付金税額控除」「外国税額控除」「配当割額」「株式等譲渡所得割額控除」は適用されません。
 - ◆ 「要保護者等世帯」とは、次に掲げる世帯をいいます。
（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯
（2）次に掲げる者の属する世帯
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳の交付を受けた者
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
エ 特別児童扶養手当の支給対象児童
オ 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
（3）生活保護法に規定する要保護者に準する程度に困窮していると市長が認めた世帯
※年度途中で該当世帯となった場合は、必要書類の提出があった翌月から適用となります。

- ・税額を再度確定申告された場合など、令和6年度または令和7年度の税額に変更が生じた方は、保育・幼稚園課までご連絡ください。
- ・税額の再調査により税額が変更になった場合、令和7年度に限り対象月まで遡及して保育料等を変更するため、追徴または還付の対象となる場合があります。
- ・市民税額が未確定の場合は、最も高い保育料で仮決定いたします。

【お問合せ先】
西条市役所 保育・幼稚園課 認定給付係 （0897）52-1337（直通）
西部支所 市民福祉課 こども係 （0898）64-2700（代表）